

平成25年11月16日(土)、リーガルサポート主催による『市民公開シンポジウム「成年被後見人が受ける170を超える権利制限～選挙権は回復したけれど・・・」が東京・四谷の日司連ホールで開催された。

開会にあたり、リーガルサポート副理事長 多田宏治氏が「成年被後見人の権利を奪う欠格条項を定める法令等が170を超えて存在し、是正に向けての動きも見えてこない。成年被後見人の選挙権回復を象徴的題材として、未だ存在する成年被後見人等の資格・権限の剥奪や制限について議論いただきたい」と本シンポジウムの意義を述べた後、基調講演として新潟大学法学部教授上山泰氏から成年後見制度の転用問題について、大意次の講演があった。

『成年被後見人の選挙権制限について東京地裁の違憲判決が出て2ヶ月足らずで公職選挙法が改正され、選挙権が行使できるようになった。成年後見に係わる当事者には以前から問題とされ、平成11年に新しい制度に変えるための議論でも選挙権制限はおかしいとされていた。その頃から声を上げていた方々や訴訟を提起した方々の努力のおかげでこのような大きな動きになった。

しかし、法改正の仕方は雑であった。具体的には公職選挙法の11条1項1号を削除したことにより選挙権だけでなく被選挙権も回復したが、違憲判決は選挙権行使についてだけで、被選挙権については議論しているわけではない。にもかかわらず法改正は極めてざっくりとしたので、結果的には選挙権だけでなく、被選挙権も回復した。しかし選挙権を行使する能力・資格と、国民の代表として活動する能力・資格を同視して良いかについては議論があるべきである。それを一緒にするというのは雑なやり方である。

国民の代表として活動する重要な資格について、深い議論もなくその資格を認めたのは、議員になれる資格はどういうものかを考えてこなかったからで、選挙権訴訟から法改正に至る流れをみると、資格制限・能力制限について、法律を制定するときに深い議論がされているとは思われない。

民法が選挙権を行使できないと定めているわけではなく、公職選挙法で成年被後見人とされたら選挙権を奪うと勝手に定めた。つまり民法が定めた成年後見の効果を越えて民法以外の法律が勝手に民法の結果を転用・流用する形で制限・規制をするに至っている。これを成年後見制度の転用問題と捉えている。

成年後見制度の転用は無制約に行われている。転用するだけの理論的・合理的な理由があればわかるが、一つ一つの法律や条文をみると深い考えもなしに転用が行われているのではないかと。不相当・不合理な制約を一律に受けている人たちが多数いる可能性があり、不合理なものは改正していく必要がある。

成年後見制度の基本的目的は、判断能力不十分な方々の権利擁護の仕組みと位置づけられる。そのための制度が副作用として、さまざまな権利制限・資格制限を受けるのは矛盾している。

更に、成年後見等の審判をするときに、これら資格・権利制限は手続きの中で開示されない。本人や支援者にも、成年後見等が開始されるとどういった結果が生ずるかという具体的な内容が全然知らさ

れていない。これは手続き上問題である。

また、資格・権利制限は法定後見にしか適用されず、任意後見の利用者には、能力低下があっても何ら制限はなく以前から選挙権の行使もできた。ところが法定後見である成年後見の利用者は、改正前は選挙権行使ができなかったし、今でも公務員になる資格を制限されている。ある資格・権限を行使するために一定の能力が必要だから、能力の有無を判定してハードルを課すことは理解できるが、同じだけの能力低下があるにも係わらず、どちらを利用したかによって、一方は厳しく資格・権利制限がかかり、他方は一切かからないというのは論理的にもおかしい。

社会的な利益のために制限せざるを得ない場合は、どうして資格制限をせざるを得ないのかを説明する義務が法律を作る側にはある。そう云うことが一際されないまま平成11年に118件まで削ったのがもう170件を超える状況になっていることは、この問題について政策担当者が軽く捉えているのではないか。

最後に障害者権利条約との整合性から、民法上の制限行為能力制度が維持できるのかという議論がある。転用元の成年後見制度における能力制限自体が議論される中で、その能力制限を他の資格制限に転用するのは政策的に理屈に合わない。そもそも障害があることだけで形式的、画一的に能力制限・資格制限をすることが問題だという議論も出てくるだろう。』

基調講演を受け、リーガルサポート制度改善検討委員会の井上具美子委員が成年被後見人等の「権利制限に関する調査結果について」、具体的な例を示しながら「何か統一的な法則等があつて権利制限が行われているのか詳細に調べたが、未だその法則等は見つかっていない」との基調報告を行った。

休憩を挟み、上山教授をコーディネーターとして、國學院大学法科大学院教授の佐藤彰一弁護士、京都府立医科大学講師の成本迅医師、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会細川瑞子中央相談室長、リーガルサポート岩井英典常任理事によるパネルディスカッションが行われ、初めに佐藤 弁護士から、選挙権訴訟の意義や法改正までの経緯等について説明があり、それを受け細川中央相談室長が当事者団体の立場からの報告をした。また、成本医師は選挙能力について述べられ、岩井 常任理事は、不合理な事例等の紹介と参議院選挙に関するアンケート結果の報告等がなされた。

その後、岩井常任理事から国家公務員・地方公務員に係る資格制限は成年被後見人のみならず被保佐人にも及ぶため、成年後見等の申立てができないと云う事例が紹介され、佐藤弁護士はその様な資格制限に関する合理的理由の有無について、憲法上の視点からの意見が述べられた。さらに成本医師は、公務員の仕事に関する能力と財産管理能力とが連動するかについて、必ずしも連動するとは云えない職種もあるのではないかと述べられた。また、来場者で障害のある公務員の子の親の方が、会場から「親としては“親なきあと問題”が心配で、成年後見制度の利用を考えたが、そうすると子が失職してしまうため利用できない」との実情が話され、問題の深刻さが会場の参加者に認識された。

次のテーマとして、成年後見等の申立ての際に提出する「診断書」について議論が進み、リーガルサポートが医師に行っているアンケートの調査内容と速報値について、岩井常任理事から説明がなさ

れ、それを受けて成金医師から「医師は福祉の一環として診断書を書くことが多く、関係者の意思や制度利用の目的に影響されることもある。財産管理能力について診断しているのに、他の資格制限等に流用されるなどとは考えてもいない。」との指摘があった。

以上のおり熱の籠もった議論がなされたが、最後に上山教授が「成年後見制度をさらに利用しやすいものにするため、成年被後見人や被保佐人に対する不合理な資格・権利制限など、改善すべきところは変えたいうえで利用を進める」方向にしなければならぬと総括した後、リーガルサポート井上広子副理事長が閉会挨拶を述べシンポジウムは閉会した。(さ)